**法人文書開示請求書**

　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学長　　殿

　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　氏名（法人その他の団体は名称及び代表者の氏名を記載）

　　　　　　住所又は居所（法人その他の団体は主たる事務所等の所在地を記載）

　　　　　　〒

電話番号：　　　　　　　　　メールアドレス:

　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　連絡担当者氏名（連絡先が上記の本人以外の場合に記載）

　　　　　　電話番号：　　　　　　　　メールアドレス：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

**1．開示を請求する法人文書（具体的に特定してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**2．手数料（1件　300円）**

本学が指定する金融機関の口座へ振込みの上、開示請求書に振込証の写しを添付してください。なお、振込手数料は開示請求者の負担となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　振込額　　　　　　　　　　円

（＊この欄は記入しないでください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備　考 |  | （受付印） |

別紙様式第2号（第9条第4項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書開示決定通知書**

　年　月　日付けで開示請求のあった法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

**1．決定内容**

**2．開示請求内容**

**3．特定した法人文書の名称等**

**4．全部開示する法人文書**

**5．一部不開示とする法人文書とその理由部分**

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**6．開示の実施の方法等**

（1）開示の実施方法等　＊同封の説明事項を御確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人文書の  種類・数量等 | 開示の実施方法 | 開示実施手数料額  （算定基準）  ※300円までは無料 | 今回法人文書全体について開示実施を受けた場合の手数料額 |
|  | 閲覧 | 100頁までにつき100円 | 円 |
| 複写機により  複写したものの交付 | 1頁につき  10円 | 円 |
| スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 | CD-R1枚につき  100円に該当文書  1頁ごとに10円を加えた額 | 円 |

（2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：　年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

　　　　　（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く。）

　　　　　※8：30～17：15　(昼休み12：00～13：00を除く。)

　　場所：○○○○○○○○

（3）写しの送付を希望する場合の郵送料

【複写機により複写したものの送付を希望する場合】

円（普通郵便），　　　円（速達郵便）

【電磁的記録をCD-Rに複写したものの送付を希望する場合】

　　　　　　　円（普通郵便），　　　円（速達郵便）

**7．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第3号（第9条第4項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書不開示決定通知書**

　年　月　日付けで開示請求のあった法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

**1．決定内容**

**2．開示請求内容**

**3．特定した法人文書の名称等**

**4．開示をしないこととした理由**

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**5．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第4号（第10条第2項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書開示決定等期限延長通知書**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第10条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

**1．開示請求のあった法人文書の名称等**

**2．延長後の期間**

延長後の開示決定等期限　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　（延長する日数　　日）

**3．延長の理由**

**4．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第5号（第11条関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書開示決定等期限特例延長通知書**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第11条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

**1．開示請求のあった法人文書の名称等**

**2．法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由**

**3．開示決定等する期限**

開示請求のあった法人文書のうち、○○○○の部分については、　年　月　日まで（延長する日数　　日）に開示決定等を行う。

　　　残りの部分については、　年　月　日まで（延長する日数　　日）に開示決定等を行う。

**4．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第6号（第12条第1項）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　殿

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書開示請求事案移送書**

　　　年　月　日付けで請求のあった法人文書の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 開示請求者氏名等 | 氏　名：  住所又は居所：  連絡先： |
| 添付資料等 | ・　開示請求書  ・　移送前に行った行為の概要記録  ・  ・ |
| 備考 | （複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨） |

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第7号（第12条第1項）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**法人文書開示請求事案移送通知書**

　　年　月　日付けで請求のあった法人文書の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第12条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

　なお、法人文書の開示決定等は、下記の移送先の独立行政法人等又は行政機関等において行われます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 移送をした日 | 年　月　日 |
| 移送の理由 |  |
| 移送先の独立行政法人等又は行政機関の長等 | （独立行政法人等又は行政機関の長等）  　（連絡先）  　　部局課室名：  　　担当者名：  　　所在地：  　　電話番号： |

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第8号（第14条第1項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**第三者意見照会書（法第14条第1項適用）**

　（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第4条第1項の規定による開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等に関する第三者意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る法人文書に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | （課室名）  （連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第9号（第14条第2項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**第三者意見照会書（法第14条第2項適用）**

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第4条第1項の規定による開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等に関する第三者意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　□第1号、　□第2号  （適用理由） |
| 開示請求に係る法人文書に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | （課室名）  （連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第10号（第14条第1項関係）

**開示決定等に関する第三者意見書**

　　　年　月　日

国立大学法人琉球大学長　　殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

　　　年　月　日付けで照会のあった法人文書の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □法人文書を開示されることについて支障がない。  □法人文書を開示されることについて支障がある。  　（1）　支障（不利益）がある部分  　（2）　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連　絡　先 |  |

別紙様式第11号（第14条第3項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**反対意見書に係る法人文書の開示決定通知書**

（あなた、貴社等）から　　　年　月　日付けで「開示決定等に関する第三者意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第3項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 年　月　日 |

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第12号（第15条第4項関係）

**法人文書の開示の実施方法等申出書**

　　　年　　月　　日

○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　（　　）

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

**1．法人文書開示決定通知書の番号等**

文書番号：

日　　付：

**2．求める開示の実施方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 | 実施の方法 | |
|  | （1）閲覧 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （2）用紙に複写したものの交付 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （3）CD-Rに複写したものの交付 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （4）その他 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |

**3．「写しの送付」の希望の有無**

　有　：同封する郵便切手等の額　　　　円

　　無

別紙様式第13号（第15条第5項関係）

**法人文書の更なる開示の申出書**

　　　年　　月　　日

○　○　○　○　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　（　　）

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

**1．法人文書開示決定通知書の番号等**

文書番号：

日　　付：

**2．最初に開示を受けた日**

**3．求める開示の実施方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示請求に係る法人文書の名称等 | 実施の方法 | |
|  | （1）閲覧 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （2）用紙に複写したものの交付 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （3）CD-Rに複写したものの交付 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |
| （4）その他 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　） |

**4．「写しの送付」の希望の有無**

　有　：同封する郵便切手等の額　　　　円

　　無

別紙様式第14号（第17条第2項関係）

　　　年　　月　　日

**開示実施手数料の減額（免除）申請書**

○　○　○　○　殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

**1．開示決定のあった法人文書の名称等**

**2．法人文書開示決定通知書の番号等**

文書番号：

日　　付：

**3．減額（免除）を求める額**

**4．減額（免除）を求める理由**

①　生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

②　その他

（注）　①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

別紙様式第15号（第17条第3項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

**開示実施手数料の減額（免除）決定通知書**

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学　長　　　○　○　○　○

　　　年　月　日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

**1．対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法**

　　法人文書の名称：

　　開示の実施方法：

**2．開示実施手数料を減額（免除）する額**

**3．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第16号（第17条第3項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

**開示実施手数料の減額（免除）をしない旨の決定通知書**

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

　　　年　月　日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

**1．対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法**

　　法人文書の名称：

　　開示の実施方法：

**2．減額（免除）を求める開示実施手数料の額**

**3．減額（免除）が認められない理由等**

（注1）

　　開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

　（注2）

　　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**4．担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第17号（第18条第1項関係）

**審　査　請　求　書**

　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　氏名（法人その他の団体は名称及び代表者の氏名を記載）

　　　　　　住所又は居所（法人その他の団体は主たる事務所等の所在地を記載）

　　　　　　〒

電話番号：　　　　　　　　　メールアドレス:

　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　連絡担当者氏名（連絡先が上記の本人以外の場合に記載）

　　　　　　電話番号：　　　　　　　　メールアドレス：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第１８条第１項の規定に基づき、下記のとおり審査請求をします。

１　審査請求に係る処分の内容

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第１８条第１項の規定に基づく法人文書の〇〇〇〇決定処分（〇年〇月〇日付け琉大総第〇号）

２　審査請求に係る処分があったことを知った日

　　年　　月　　日

３　審査請求の趣旨

４　審査請求の理由

５　処分庁の教示の有無および内容

　「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人琉球大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。」との教示がありました。

別紙様式第18－1号（第19条第1項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**諮　　問　　書**

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第18－1号（第19条第1項関係）（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 1　審査請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 2　審査請求に係る開示決定等  （開示決定等の種類）  　□開示決定  　□一部開示決定  　（該当不開示条項）  □不開示決定  　　（該当不開示条項） | （1）開示決定等の日付、記号番号  （2）開示決定等をした者  （3）開示決定等の概要 |
| 3　審査請求 | （1）審査請求日  （2）審査請求人  （3）審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 |  |
| 5　参加人等 |  |
| 6　添付書類等 | ①　法人文書開示請求書（写し）  ②　法人文書開示決定等通知書（写し）  ③　審査請求書（写し）  ④　理由説明書  ⑤　開示の実施を行った法人文書（写し）  ⑥　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課、担当者名  電話番号、ＦＡＸ番号、  メールアドレス、住所等 |  |

別紙様式第18－2号（第19条第1項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

**諮問書**

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第4条第1項の規定に基づく開示請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第18－2号（第19条第1項関係）（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 1　審査請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 2　審査請求に係る開示請求 | （1）開示請求の日付、記号番号  （2）開示請求の宛先 |
| 3　補正に要した日数、開示決定等の期限 |  |
| 4　審査請求 | （1）審査請求日  （2）審査請求人  （3）審査請求の趣旨 |
| 5　諮問の理由 |  |
| 6　参加人等 |  |
| 7　添付書類等 | ①　法人文書開示請求書（写し）  ②　審査請求書（写し）  ③　理由説明書  ④　その他参考資料 |
| 8　諮問庁担当課、担当者名  電話番号、ＦＡＸ番号、  メールアドレス、住所等 |  |

別紙様式第19号（第19条第2項関係）

琉大総第　　　号

年　月　日

**情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知書**

○　○　○　○　様

国立大学法人琉球大学

学長　　○　○　○　○

　　　年　月　日付けの国立大学法人琉球大学長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第19条第2項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る法人文書の名称等 |  |
| 審査請求に係る開示決定等 |  |
| 審査請求 | （1）審査請求日  （2）審査請求の趣旨 |
| 諮問日・諮問番号 | 年　月　日・　　諮問　　号 |

**担当課等**　○○○○○○○○　電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第20号（第19条第3項関係）

琉大総第　　　号

**裁　　決　　書**

審査請求人

処　分　庁　　国立大学法人琉球大学

学長　　　○○　○○

　審査請求人が○○年○○月○○日付けで提起した、処分庁による、法人文書の○○○○○○○○旨の決定（不作為）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

**主　　　文**

**事案の概要**

**審理関係人の主張の要旨**

**第1　審査請求人の主張の要旨**

**第2　処分庁の主張の要旨**

**理　　　由**

○○年○○月○○日

審査長　国立大学法人琉球大学

学長　　○○　○○

（教示）

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国立大学法人本法人を被告として（訴訟において国立大学法人本法人を代表する者は「○○○○」となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした決定が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。決定の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国立大学法人本法人を被告として（訴訟において国立大学法人本法人を代表する者は「○○○○」となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

2　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。